

# 社会的養護の新展開 17

—親と離れて暮らす子どもたちの養育とその後 5—

浦田 雅夫  
大阪成蹊大学

2022年1月30日(日)第13回対人援助学会(立命館大学人間科学研究所(臨床社会学プロジェクト)との共催)にて、ブローハン聡さん(フリー・モデル・タレント、一般社団法人コンパスナビ)、鈴木章浩さん(児童養護施設 二葉むさしが丘学園 自立支援コーディネーター)をお迎えし、「ステイホームとケアリーバー～ケアリーバーがコロナ禍の社会を生きるということ～」と題し、社会的養護を終えた若者がコロナ禍を生きることについて語り合った翌日、2022年1月31日から2月1日にかけて、社会的養護からの自立に関するニュースが大々的に報じられた。2023年に予定されている児童福祉法の改正に伴い、いわゆる「18歳の壁」といわれる年齢制限による措置解除について、年齢制限ではなくニーズによって都道府県が判断する方針になるとの報だ。これは、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の報告を受けてのものである。この委員会には社会的養護経験者も参加している。

報告書では、若者の措置解除にあたって以下のような記述がある。備忘録的に確認しておきたい。

「20歳や22歳といった年齢ではなく、児童等の置かれている状況や児童等の意見・意向、関係機関との調整も踏まえた上で都道府県等が必要と判断する時点(例えば、他の福祉制度へのつながりができる等)まで自立支援が提供されることとする。

具体的には、20歳まで自立援助ホームに入所していた児童等や、児童養護施設等に入所していた児童等又は里親等の委託を受けていた児童等は、20歳以降は、児童自立生活援助事業を活用し、それまで入所していた児童養護施設等や自立援助ホーム、委託を受けていた里親等により都道府県等が必要と判断する時点まで自立支援を受けることを可能とする。その際、都道府県等が必要と判断する時点については、国として一定の考え方を示すこととする。(令和3年度 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書P30)」

養護ニーズによって判断するというのは、社会的養護の本来的な機能であるはずだが、実際には制度に縛られ、多くの若者は18歳で自立を強いられてきた。また、これまでも何度も指摘してきたが、彼らは、18歳に至る前に、高等学校等を中退し、所属がなくなった場合、措置解除されるようなことがしばしばあった。いや、いまも少なからずみられる。

2021年10月5日に開催された「第35回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」では、委員のひとりである社会的養護経験者が次ように述べている。

「高校を中退した方とか、アルバイトで収入があるとか、あと、通信制に通わせない施設がある等全国、かなり多様な施設や里親家庭があつて、やはり15歳で出されてしまう若者がいるのも現状かなと思います。また、施設や里親家庭は受入れが可能と言っている、児童相談所は措置を切ってしまうこともこれまでも何件も聞いています」

(第35回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 議事録より 社会的養護経験者のコメントの一部)

現行でも措置延長や社会的養護自立支援事業等の活用により状況によっては22歳まで社会的に養育を受けることができるが、上記のように義務教育で措置解除となる若者もいる。むしろ本来的には養護ニーズが非常に高いケースであるといえる。

こちらもまた、2021年10月5日に開催された「第35回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」において、社会的養護経験者である別の委員のコメントである。

「子供・若者の状況・ニーズによって、年齢で区切らず、施設や里親家庭等にいつ続けられるようになる支援の拡充はとても重要なことであると思います。一方で、やはり物理的にいつ続けられない子供・若者も多くいます。例えば進路、進学先・就職先によって県外に自立せざるを得ない人や施設・里親家庭の人間関係等で元いた場所で生活できなくなってしまった人、また、措置延長していただけなかった若者、障害ボーダーで福祉の利用もできず、自立援助ホーム等にもつながりづらく自立してしまう若者であったり、もちろん、自分で自立を選択する若者もいるかと思いますが、やはり自立した若者は皆、同じ状況ではなくて、自立するときの背景も違いますし、いつ続けたかったのにいつ続けられない場合もあります。本来サポートを必要としているのが、サポートを得られずに自立してしまうこともありますので、何度か委員会でも発言させていただきましたが、やはり元いた施設・里親家庭にいないと支援を受けられないということは若者の行動や移動の選択肢を制限してしまうことになりますので、やはり既存の施設であったり里親に頼らない支援の枠組みを検討していただきたい。

あと、施設・里親家庭からのサポートを得られない人も含めた、安心して移行していけるような住宅支援等をどのように考えていくべきか、検討していただきたいと思います。(略)やはり公営住宅等を活用した住宅の支援なども考えられるのではないかと思います。自立後のケアを受けるのも子供の権利ですし、自立後のケアを受けるかどうかを子供たちが選べる必要もあります。退所した人全員が必要なアフターケアをどこでも必ず受けられるようにすべきだと思いますので、今後も検討し続けていく必要があるかと思います。」

(第35回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 議事録より 社会的養護経験者のコメントの一部)

**今後、児童福祉法の改正により、報告書の示す方針のようになるのであれば、養護性の高い若者が社会に放り出されることがないように、ニーズのアセスメント、措置解除の判断を誰がどのように行うのが重要である。一方で、さまざまな理由から自ら社会的養護での生活を拒否する若者も存在するだろう。この委員のコメントのようにすべての社会的養護経験者が、どのような状況でも、どこにいても必ずアフターケアを受けられるようにするべきである。**

**児童養護施設の職員である委員は次のようにコメントしている。**

「養育現場から見ると、人との関係性を通して安定性や信頼性が育まれていき、それを実現していく中には子供に携わる養育者側の意識であるとか覚悟であるとか、そして、子供のニーズに即したソーシャルワーク力が必要になると思います。そういう意味では本当に自立支援は課題山積だと思うのですが、施設につながり続ける子供たちの場合は一定、施設側が関わりながら支援ができるということでは、それはそれとして大切なことなのですが、ただ、やはり全ての子供たちが施設につながっているわけではない現実もあります。その辺のところをすくい上げるネットの在り方といいますか、そういう意味では公的にそういうよりどころとなるような場所が必要かと思います。

ただ、この事業が有効な事業として今後機能するようにしていくためには、ぜひとも現場に関わっている、そうした各関係機関の声を聴きながら事業を豊かにするように努めていただきたい。」

**社会的養護自立支援事業の法定化による自治体間格差の是正とニーズにあった支援体制が求められる。**

厚生労働省社会保障審議会 (児童部会社会的養育専門委員会)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho\\_126712.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126712.html)